

## 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び 看板の類についての確認事項

公職選挙法第143条第16項第1号及び第17項並びに豊川市政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の規定に基づく政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類については、関係法令等の趣旨を十分にご承知いただき、適切に対応していただくとともに、特に下記についてご確認のうえ、適正に掲示等してください。

記

### 確認事項

- 立札等の規格は足の部分等を含めて縦150cm、横40cmを超えないものとなっていないか（別添規格図をご参照ください。）
- 立札等は事務所ごとにその場所において通じて2枚を超える数を設置していないか
- 政治活動用の事務所としての実態がない場所に設置していないか
- ※ 事務所としての実態について地図により確認を行い、必要があれば現地調査を行います。

※ 上記の確認事項に該当する場合は、適正に対応していただく必要がありますので、下記までお問い合わせください。

（問合せ先：豊川市選挙管理委員会 Tel 89-2123）

## 政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類 関係法令等

### 公職選挙法

(文書図画の掲示)

#### 第百四十三条

16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第百九十九条の五第一項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第一項の禁止行為に該当するものとみなす。

一 立札及び看板の類で、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの

17 前項第一号の立札及び看板の類は、縦百五十センチメートル、横四十センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の定めるところの表示をしたものでなければならない。

(文書図画の撤去)

第百四十七条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

一 第百四十三条、第百四十四条又は第百六十四条の二第二項若しくは第四項の規定に違反して掲示したもの

二 第百四十三条第十六項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示された文書図画で同項の規定に該当するもの又は同項の公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第十九項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前若しくは期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第十六項の規定に該当するもの

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)

第二百四十三条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

四 第二百四十三条又は第二百四十四条の規定に違反して文書図画を掲示した者

五の二 第二百四十七条の規定による撤去の処分(同条第一号、第二号又は第五号に該当する文書図画に係るものに限る。)に従わなかつた者

## **公職選挙法施行令**

(後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数等)

第一百十条の五 法第二百四十三条第十六項第一号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)一人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第九十九条の五第一項に規定する後援団体(以下この条において「後援団体」という。)の全てを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

六 公職の候補者等が都道府県の議会の議員、市の議会の議員若しくは指定都市以外の市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 六

3 公職の候補者等が二以上の選挙に係るものとなつた場合には、当該公職の候補者等はこれらの選挙のうちその指定するいずれか一の選挙のみに係るものと、当該公職の候補者等に係る後援団体は当該選挙に係る公職の候補者等のみに係るものとみなして、第一項の規定を適用する。ただし、公職にある者(当該公職に係る選挙の候補者となろうとする者である者を除く。)が、当該公職以外の一の公職に係る選挙の候補者となろうとする者となつた場合には、その者は当該選挙のみに係るものと、その者に係る後援団体は当該選挙に係る公職の候補者等のみに係るものとみなし、当該公職以外の二以上の公職に係る選挙の候補者となろうとする者となつた場合には、その者はこれらの選挙のうちその指定するいずれか一の選挙のみに係るものと、その者に係る後援団体は当該選挙に係る公職の候補者等のみに係るものとみなして、同項の規定を適用する。

4 法第二百四十三条第十七項の規定による表示は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)の交付する証票を用いてしなければならない。

5 公職の候補者等又は後援団体が前項の証票の交付を受けようとする場合は、総務省令で定めるところにより、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参

議院合同選挙区選挙管理委員会) にその証票の交付を申請しなければならない。この場合において、後援団体が行う申請は、当該後援団体に係る公職の候補者等の同意を得たものでなければならない。

- 6 公職の候補者等は、前項の同意をするに当たっては、第一項に規定する立札及び看板の類の総数が、当該公職の候補者等に係る後援団体が同項各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める数を超えることとならないように配慮しなければならない。
- 7 一の後援団体が二人以上の公職の候補者等に係るものとなつた場合には、当該後援団体は、これらの公職の候補者等のうち当該後援団体が指定するいずれか一人の公職の候補者等のみに係る後援団体とみなして、前各項の規定を適用する。
- 8 法第四百四十三条第十七項の当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）は、公職の候補者等又は後援団体が第一項各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に規定する選挙で当該公職の候補者等又は当該後援団体に係るものに関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）とする。

## **政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程**

（証票）

**第1条** 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第143条第17項の表示は、豊川市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が交付する様式第1号の証票（以下「証票」という。）を用いてしなければならない。

2 証票の地紋及び有効期限は、委員会の定めるところによる。

（証票の交付の申請等）

**第2条** 豊川市議会議員又は豊川市長の選挙の候補者若しくは当該選挙の候補者となろうとする者（現に豊川市議会議員又は豊川市長にある者を含む。）（以下「候補者等」という。）又は当該候補者等に係る法第199条の5第1項に規定する後援団体（以下「後援団体」という。）が証票の交付を受けようとする場合においては、様式第2号の証票交付申請書を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項に規定する証票交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに当該証票交付申請書を提出した者に証票を交付しなければならない。

（証票交付申請書の記載事項に係る変更手続）

**第3条** 前条第1項に規定する証票交付申請書の記載事項に変更があったときは、様式第3号の証票交付申請書変更届を委員会に提出しなければならない。

(証票の再交付の手続等)

**第4条** 証票を紛失し、又は著しく破損したため、証票の再交付を受けようとするときは、様式第4号の証票再交付申請書を委員会に提出しなければならない。この場合において、破損した証票があるときは、当該証票再交付申請書にこれを添えなければならない。

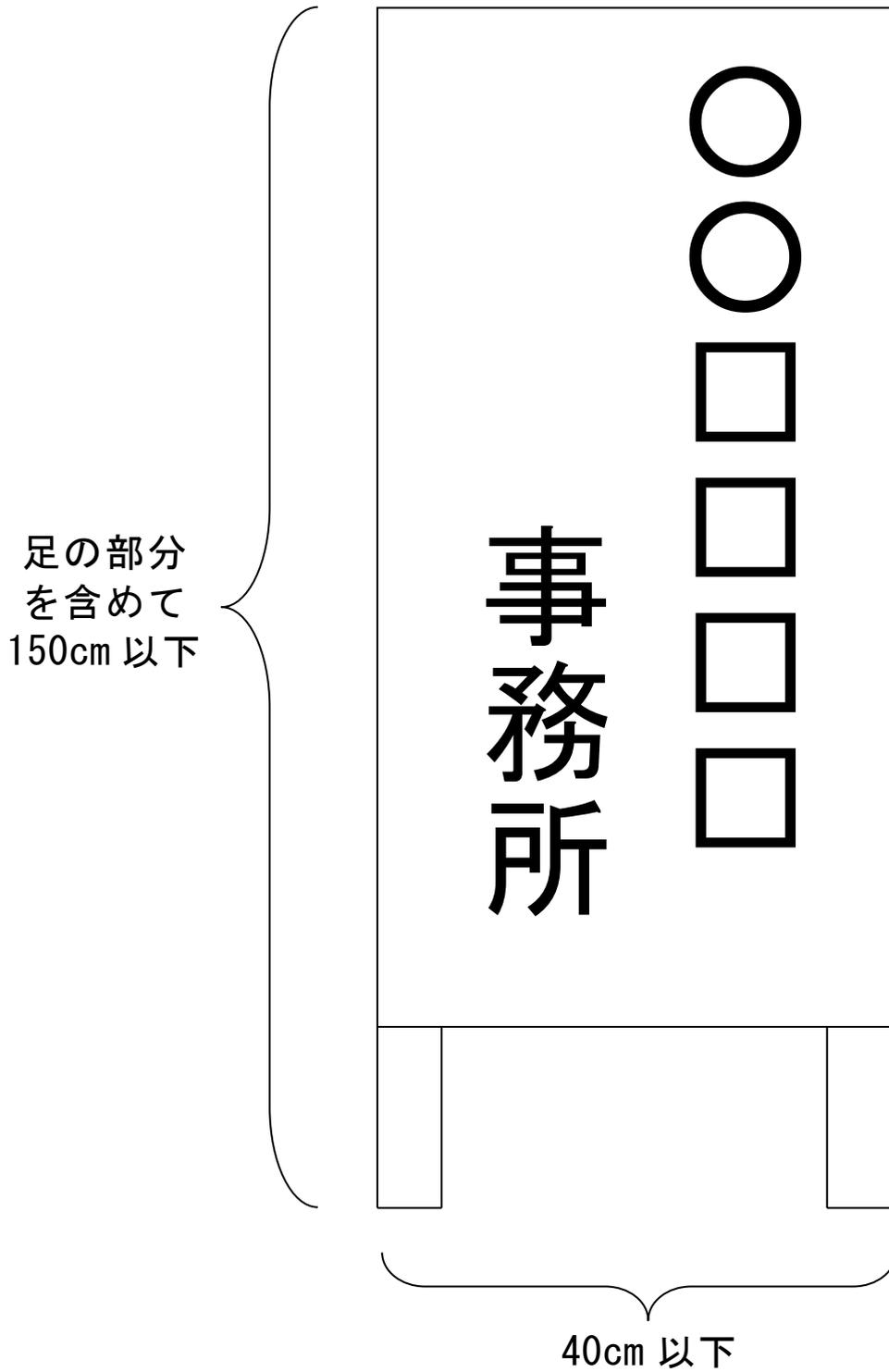
2 委員会は、前項に規定する証票再交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、当該証票を再交付することができる。

(申請の時間)

**第5条** この規程の規定によって委員会に対してする申請及び届出は、執務時間中にしなければならない。

政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類

### 規格図



※横長の看板を作成することもできますが、足などの付属部品を含んで、規格内に収める必要があります。